

五條市地域クラブ活動ガイドライン

令和6年7月
五條市教育委員会

五條市地域クラブ活動ガイドライン

1 趣旨

本ガイドラインは、「五條市中学部活動の地域クラブ活動への移行に関する基本指針」を踏まえ、中学校の部活動を地域クラブ活動に移行するに当たって必要な事項をまとめたものです。地域クラブ活動への移行に当たり、活動の成果や課題を整理しながら、必要に応じて見直しを図ります。

2 指導者の登録等

地域クラブ活動の指導者は、原則として地域や学校で指導や大会引率の実績があり、専門的指導が可能な者とし、スポーツ・文化芸術関連団体、部活動指導員、学校の教職員、スポーツ・文化芸術指導者を派遣する企業、一般希望者等を対象に募集し、「五條市地域クラブ活動指導者人材バンク設置要綱」に基づき、五條市教育委員会事務局生涯学習課において指導者人材バンクを管理します。

登録を希望する者は、五條市地域クラブ活動指導者募集要項に基づき、「五條市地域クラブ活動指導者人材バンク登録申請書」(様式1)に必要事項を記入し、五條市教育委員会事務局生涯学習課に提出します。教育委員会は、申請内容を審査し、登録者として適すると判断される場合には、登録の決定をし、「五條市地域クラブ活動指導者人材バンク登録通知書」(様式2)を発行するものとします。

登録内容に変更や取消がある場合は、「五條市地域クラブ活動指導者人材バンク登録内容変更・取消届」(様式3)を五條市教育委員会事務局生涯学習課に提出します。

五條市教育委員会は、指導者人材バンクに登録された者の中から、必要に応じて地域クラブ活動の指導を依頼し、承諾を得た指導者が指導に当たります。

学校の教職員等、公務員が指導者となる場合は、兼業許可申請書(五條市又は各自治体様式)を服務監督となる教育委員会等、関係部署に提出し、許可を受けていただくこととなります。

3 生徒の参加方法等

地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、保護者の承諾を得て、「五條市地域クラブ活動参加願」(様式4)を学校(担任)に提出します。参加希望は、いつの時期でも可能です。また、参加を取りやめる場合は、保護者の承諾を得て、「五條市地域クラブ活動参加取消願」(様式5)を学校(担任)に提出します。

学校は、「地域クラブ活動参加者名簿」(様式6)を作成し、五條市教育委員会事務局生涯学習課に報告するとともに、参加生徒について把握します。また、学校部活動に所属している生徒については各顧問が把握します。

4 活動時間等

地域クラブ活動は、原則として週に1日(土曜日、日曜日又は休日)とし、年間40日以内とします。大会、コンクール又は発表会等に参加し、2日以上活動した場合は、できるだけ速やかに休養日を別の日に振り替えます。また、1日の活動時間は、原則として3時間程度とします。このことは、長期休業期間も学期中に準じます。

また、大会等に参加し、3時間を超える場合もできるだけ短時間で活動を終えるようにします。さらに、地域クラブ活動として大会等に参加する場合は、原則地域クラブ活動の指導者が引率・指導を行い、それぞれの競技団体等の規定に従います。

事前に学校と指導者とが協議し、定期試験や学校行事等を考慮した上で、「地域クラブ活動計画(前期:4月～9月 後期:10月～3月)」(様式7)を決定します。予定に変更がある場合は、事前に参加生徒に連絡できるように、その方法を確認しておきます。

5 地域クラブ活動における留意点等

【指導者】

1会場2名の指導者が指導に当たることを原則とします。

指導者は、参加生徒がそれぞれのスポーツ・文化芸術活動に親しみ、その技能を向上させるとともに、楽しく活動できることを目指します。

参加生徒の安全を第一に考え、活動前後や活動中の生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努め、生徒の活動経験や心身の状態等に応じた指導に心がけます。特に、高温下での活動や急激な天候変化等がある場合には、熱中症や落雷等に十分注意し、適切な判断のもとにクラブ活動を行います。

万一、事故等のトラブルが発生した場合は、状況に応じて救急車の要請等を行うとともに、緊急連絡先の保護者又は学校に連絡をします。

学校等の公共施設が活動場所となるときには、解錠・施錠の方法や鍵の受け渡し方法等について事前に打合せを行い、遵守します。

活動開始前に当日の生徒の出席状況や健康状態を確認し、「地域クラブ活動出席表」(様式8)に記入するとともに、欠席生徒には保護者に連絡します。また、「出席表」は、毎月1度、五條市教育委員会事務局生涯学習課に報告します。同課は、報告を受けた生徒の出席表を参加生徒の所属する学校に報告します。

指導に当たっては、「五條市部活動の在り方に関する方針」(令和元年6月)を踏まえ、部活動の教育的意義を理解し、発達段階に応じた系統性のある指導に努めるとともに、勝利至上主義・成果主義にならないように留意します。体罰・ハラスメント等はもちろん、生徒にとって過度な負担となるような厳しい指導は絶対に行いません。

生徒の自主性や個性を尊重し、コミュニケーションを重視した指導を大切にする

とともに、指導者の経験則に頼らず、生徒の実態に応じた指導に心がけます。

地域クラブ活動として練習試合や大会、コンクール等に参加する場合は、その内容を吟味し、生徒の過度な負担とならないよう注意し、効果的な活動となるようにします。

【参加生徒】

地域クラブ活動に参加する生徒は、指導者の指示に従うとともに、欠席や遅刻がないように努めます。万一、欠席する場合は、事前に、保護者を通して地域クラブ活動指導者又は指導者が指定する者に連絡します。

在籍校の学習活動や学校行事等の日程が地域クラブ活動と重なる場合は、原則として在籍校の活動が優先されます。この場合も、事前に必ず欠席連絡をします。学校からその旨を連絡してもらうことも可能です。

活動場所への移動に自転車を利用する場合には、ヘルメットを必ず着用し、道路交通法等の法令を遵守するとともに、事故等がないように十分注意します。

活動中の怪我や事故、体調不良があった場合は、すぐに指導者に申し出ます。指導者は、応急的な措置を行うとともに保護者等に連絡するなど、必要な対処・対応をします。重大な怪我等の場合は、状況に応じて救急車の要請等をするとともに、保護者又は学校に連絡します。また、状態に応じてスポーツ安全保険の適用を申し出ます。

【その他】

指導者及び参加生徒の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、参加者名簿、大会への参加にかかるチーム登録等、地域クラブ活動の運営に必要な範囲で使用します。また、活動中に撮影された写真は、ホームページ等に掲載される場合があります。